

(別添様式)

質 疑 応 答 書

件名 仙台市立病院電力需給

※回答は、入札説明書本編の 7 (2) により行います。

		整理番号							
質 問 事 項		回 答							
	別紙のとおり								

注 1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注 2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

No.	質問事項	回答
1	①仕様書 現契約電力をご教示ください。 また、契約期間中に工事等による契約電力，受電設備容量等の変更はございますか。	現契約電力については仕様書 2.(2)に記載のとおりです。 契約期間中の契約電力及び受電設備容量の変更予定はありません。
2	②電力需給契約書（案）第 9 条 燃料費等調整 について 燃料費等調整額は，旧一般電気事業者の調整額を超えない範囲で調整できる旨条文に記載ありますが，電気料金ご請求において燃料費等調整を実施しないこと（電気料金単価に織込など）は許容されるのでしょうか。	電気料金単価に燃料費等調整額を織込むことは許容できません。
3	③上記が許容される場合，電気料金の構成が各社で異なるため，一定の条件下で燃料費等調整予定額を入札金額に織込まなければ公平な入札にならないのではないかと考えますがご見解をお伺いいたします。	上記 2 に回答のとおりです。
4	なお，仙台市役所本庁舎電力需給の一般競争入札の質疑において同質問を行い，「料金の算定にあたり燃料費等調整を行わないのは不可とします。各月の電力料金は燃料費等調整額を含めて算出してください。」と回答をいただいております。	承知しました。
5	④電力需給契約書（案）第 1 0 条 契約単価の変更について 契約期間中において，一般送配電事業者等の料金単価変更があった場合は，契約単価変更について協議のうえ変更することは可能でしょうか。	契約単価の変更については，電力需給契約書（案）第10条のとおりです。
6	⑤電力需給契約書（案）第 1 1 条 4 項について 弊社では，延滞利息率を年 1 0 %としておりますが，協議（変更）することは可能でしょうか。	遅延利息については，電力需給契約書（案）第11条 4 項のとおりとします。
7	施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。	電力小売事業者は「仙台市公報号外（調達）第31号 令和6年7月26日発行」をご覧ください。 現在の計量日は毎月 1 日です。
8	施設について、自動検針装置はついていますか。	自動検針装置が設置されています。
9	自動検針装置の設置がない施設につきまして設置予定はございますでしょうか。	上記8に記載のとおりです。
10	設置予定がある場合、事前協議等はすでに完了しておりますでしょうか。	上記8に記載のとおりです。
11	施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(k w)、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約電力は仕様書 2.(2)ア)に記載のとおりです。 現時点で具体的な使用予定期間はありませんが、設備の故障や点検時に自家発補給電力を使用する可能性があります。 定期点検の予定は以下のとおりとなります。 令和 7 年 1 1 月： 2 日間程度 令和 8 年 2 月 ： 1 日程度 令和 8 年 3 月 ： 2 日間程度 令和 8 年 6 月 ： 2 日間程度 令和 8 年 7 月 ： 2 日間程度
12	自家発補給電力につきまして、【基本料金単価】使用月・不使用月【従量料金単価】点検時夏季・点検時その他季・点検時以外夏季・点検時以外その他季 すべての単価を入札時提出の内訳書に提示させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
13	上記単価の提示が入札時に不可の場合、契約時に弊社にて単価を改めて提示させていただく認識でお間違いないでしょうか。	契約の際は、各単価を明細書等に記載いただきます。

No.	質問事項	回答
14	契約書案に、【基本料金単価】使用月・不使用月【従量料金単価】点検時夏季・点検時その他季・点検時以外夏季・点検時以外その他季　すべての単価が明記されない状態になっておりますが、こちら実際の契約時には　単価一覧を挟み込んでいただくことは可能でしょうか。	上記13に記載のとおりです。
15	自家発補給電力不使用月単価につきまして、使用月の20%、30%、50%等のご指定はありますでしょうか。	ありません。
16	内訳書に記載する自家発補給電力基本料金については使用月、不使用月どちらの記載になりますでしょうか。	不使用月として下さい。
17	今回の入札について融雪用電力の契約は主契約とは別に契約しておりますでしょうか。	契約していません。
18	融雪設備等は設置されていますか。	設置されています。
19	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書「10(9)」に記載のとおりです。
20	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。（力率割引を考慮する）	仕様書2.(2)ウ)に記載のとおりですので、入札時は同箇所に記載の値で算定して下さい。
21	入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。	税込です。入札説明書「10(9)」に記載の通りです。
22	入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。	入札金額の積算にあたっては、入札説明書と一緒に仙台市立病院ホームページに掲載しているエクセルデータ「入札金額積算内訳書」をご使用ください。入札金額については、入札説明書「10(9)」に記載の通りです。
23	弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止となっております。電子請求書でのご対応は可能でしょうか。	可能です。条件によっては認める場合があります。詳細については落札後の協議により決定することとします。
24	お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書をご確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。（Webからダウンロード可能）	問題ありません。
25	ダウンロード可能な請求書へは請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
26	発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
27	契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。	了承します。
28	電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。（長期連休時に20日頃になる可能性がございます）ご承諾いただけますでしょうか。	電子請求書を可とします。 なお、当院が必要とする使用量の内訳等について、検針後、概ね1週間以内に当院担当者が確認できるようにして下さい。 詳細については落札後の協議により決定することとします。
29	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）ご承諾いただけますでしょうか。	電力需給契約書(案)第11条第3項に記載のとおりです。
30	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。
31	毎月の請求書は各施設を1枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき1枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ありませんでしょうか。	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。
32	複数施設のうち指定の施設のみを1枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。
33	弊社の請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	当院が必要とする使用量の内訳等について、検針後、概ね1週間以内に当院担当者が確認できるようにして下さい。 詳細については落札後の協議により決定することとします。
34	燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。	燃料費等調整額については、電力需給契約書(案)第9条のとおりです。

No.	質問事項	回答
35	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ありませんでしょうか。	燃料費調整単価と市場価格調整単価は分けて記載してください。
36	当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。	応札額の変更はできません。契約後の変更については電力需給契約書(案)第10条のとおりです。
37	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更希望及び予定はありません。
38	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	契約電力の超過が発生した場合は、落札後の協議により決定することとします。
39	契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設について、今現在の契約電力と直近1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。	契約電力については仕様書2.(2)に記載のとおりです。 最大需要電力については、昨年度分は仕様書別紙1に記載しております。また今年度中においても公告日時点では別紙1の最大需要電力以下となっております。
40	例：契約電力：〇〇kW 最大需要電力実績：2024年1月 〇〇kW	上記39に記載のとおりです。
41	上記質問にて記載いただいている契約電力と仕様書に記載の契約電力に相違がある場合、仕様書の契約電力でのご契約が必須となりますでしょうか。	相違はありません。
42	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	提供可能です。
43	30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能でしょうか。	上記42に記載のとおりです。
44	当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後のご対応となります。	上記42に記載のとおりです。
45	施設において建築・増築にかかる移転はありますでしょうか。	建築・増築にかかる移転の予定はありません。
46	供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	移転の予定及び引き込み位置の移設・変更等の工事の予定はありません。
47	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	受電設備の工事の協議については可能な範囲で対応します。
48	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡は可能でしょうか。	落札者結果の翌日から72日以内に落札の公告を行います。また、入札経過については、担当課窓口で閲覧に供します。なお、当院からは連絡しません。公開の範囲は、入札者名と入札金額（総額）で、積算の内訳及び契約単価は公開しません。
49	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	内容によっては可能です。詳細については落札後の協議により決定することとします。
50	「落札後仮に契約書の修正（覚書等を含む）が必要な事項が発生した場合に協議可能となりますでしょうか」	入札説明書17に記載のとおりです。
51	※入札説明書、仕様書等すでにご記載の内容に関する質問もございますが、確認のため今一度ご教示いただけますと幸いです。お手数おかけしますがよろしくお願いいたします。	—

No.	質問事項	回答
52	入札対象施設の現供給者を教えてください。（切替時に必要となります。） 最終保障契約の場合その旨お知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承くださいませか。	電力小売事業者は「仙台市公報号外（調達）第31号 令和6年7月26日発行」をご覧ください。 最終保障契約ではありません。
53	初めて旧一般電気事業者から新電力に切替することはありますか。 また、自動検針装置（スマートメーター）の設置の有無を教えてください。	現在、新電力と契約しています。 自動検針装置が設置されています。
54	現在の計量日を教えてください。	現在の計量日は毎月 1 日となります。
55	現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。	問題ありません。
56	計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませか。 （例：使用期間が3/1～3/31の場合、計量日は4/1 0:00）	問題ありません。
57	入札説明書12（4）契約書提出時期について「落札決定の日から5日以内」とありますが、弊社落札となった場合、事務処理等の関係で5日以内の提出は難しいですが、提出期限を延長いただくことは可能でしょうか。 また提出は郵送提出でよろしいでしょうか。	入札説明書12(4)のとおりです。郵送での提出も可能です。
58	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	了承します。
59	入札説明書10（15）に関して、印刷によるインクでもよろしいでしょうか。	問題ありません。
60	入札内訳書作成に当たり、以下の表示桁数が小数点以下の表示がされませんが、小数点以下の表示をしてもよろしいでしょうか。 ① 基本料金 ② 電力量料金	電力需給契約書（案）第 6 条のとおりとして下さい。
61	入札金額を算定するにあたり、力率は内訳書と仕様書2.（2）ウのとおり、97%でよろしいですか。	よろしいです。
62	契約電力が500kW以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力が500kW以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	契約電力の超過が発生した場合は、落札後の協議により決定することとします。
63	契約電力500kW以上の施設で、仕様書の契約電力と現在の契約電力が異なることはございますか。 その場合は、対象施設の現在の契約電力と直近12か月間の最大電力を教えてくださいませでしょうか。 また、供給開始に合わせて契約電力を変更する場合は、切替時に変更理由と根拠資料を提出いただきます。 変更が供給開始日に間に合わない場合は、変更する日をずらしていただきますがよろしいでしょうか。	契約電力に相違はありません。 また、契約電力を変更する予定はありませんが、契約電力を変更する必要性が生じた場合は協議により決定することとします。
64	弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。	電力需給契約書(案)第6条のとおりです。
65	1 施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。（例：庁舎〇〇円、売店〇〇円等）。 ある場合は、分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。 なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。

No.	質問事項	回答
66	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。 これについては、弊社は応札時点において適用されている約款の算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇．〇〇円）を固定するお願いではありません。	電力需給契約書(案)第9条に記載のとおりです。
67	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。	契約後について、燃料費等調整は電力需給契約書(案)第9条、契約単価の変更は同第10条のとおりです。
68	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	応札額の変更はできません。契約後の変更については電力需給契約書(案)第10条のとおりです。
69	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	電力需給契約書(案)第20条のとおりです。
70	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する予定はありません。
71	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。供給開始後、1年に満たないで契約を廃止される場合（または1年に満たないで契約電力を減少される場合、または契約電力を増加後1年に満たないで、契約を廃止される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。	契約期間は仕様書2.(3)に記載のとおりとなり、契約を廃止する予定はありません。 発注者の任意解除権の行使については、電力需給契約書（案）第13条のとおりです。また、現時点で契約電力量を変更する予定はありません。
72	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。 また、契約期間後に実施予定の工事であっても、契約期間中に小売電気事業者との手続きが必要と思われるものがありましたら、併せて教えてください。	電力の契約に影響するような工事の予定はありません。
73	仕様書3.（2）において、「料金の算定上必要な計量器及びその付属装置等は、受注者の負担において取付けること。また、既設設備の改造工事等が必要な場合の費用についても受注者の負担とする。施工に停電が必要な場合は、発注者がしてする日時に行うこととし、停電に伴う費用についても受注者の負担とする。」と記載がございますが、お客様の都合による改造等にかかる経費につきましては、弊社負担することが出来ませんがご了承いただけますでしょうか。	仕様書3.(2)に記載のとおりです。 なお、発注者側の都合で経費がかかる工事の予定はありませんが、発生した場合は別途協議により決定することとします。
74	弊社は、制限中止割引の適用が出来ませんが、ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
75	仕様書3.（3）において、「受注者の発電設備等が事故などにより、当施設に支障をきたさないように無条件及び無停電で必要な電力を受け入れられる体制等の供給体制を必ず確保するとともに、電力供給不能になった場合においても、速やかな復旧が可能な体制を確保すること。ただし、これによる 特別料金は別途支払わないものとする。」と記載がありますがこれは、「受注者が発電設備を設置している場合において、受注者の発電設備が事故等で供給不能になった場合」についての記載となりますでしょうか。	そのとおりです。

No.	質問事項	回答
76	契約書案第5条、11条に関して、弊社では使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことでよろしいでしょうか。 また別途請求書をお送りいたしますので、使用量等の内容をご確認いただくことでよろしいでしょうか。	問題ありません。
77	自家発補給電力に関してですが、未使用時として計算してよろしいでしょうか。 自家発補給電力は未使用で計算する場合、「自家発補給電力基本料金単価×契約電力(kw)×未使用時倍率」となります。 今回もこの計算でよろしいでしょうか。割引等の欄に金額を記載することでよろしいでしょうか。 または、基本料金率の「自家補A」欄に未使用時倍率をかけた単価を記載することでもよろしいでしょうか。	未使用時として計算して下さい 入札金額積算内訳書における各月の自家発補給電力の計算については、基本料金率の自家補Aの欄に記入する未使用時の単価(円/kW・月)に、各月の自家補A契約電力(kW)を乗ずることにより算出します。 自家発補給電力の基本料金単価、未使用時倍率等については指定しておりませんので、各入札参加者で検討してください。なお、使用料金(円)の自家補A基本料金の欄には、未使用時の料金が計上されることとなりますので、割引等の欄に自家発補給電力の未使用と使用時の差額等は記載しないでください。
78	自家発補給電力について、内訳書では未使用時の基本料金のみ算出しますが、契約は自家発補給を使用する、使用しないに関わらず、電力量料金単価を設定させていただきますので、内訳書の欄外に電力使用量単価を記載してもよろしいでしょうか。	記載頂いて構いません。
79	自家発補給電力が全期間未使用でも、自家発補給電力の電力量料金単価を契約書に記載させていただきますのでご了承ください。	上記13に記載のとおりです。
80	自家発補給電力契約について、定期検査時期を教えてください。また、定期検査の時期をご相談させていただくことは可能でしょうか。具体的には、定期検査をピーク期（7～9月の平日および12～2月の平日）以外にさせていただくことは可能でしょうか。	定期点検の予定は以下のとおりとなります。 令和7年11月：2日間程度 令和8年2月：1日程度 令和8年3月：2日間程度 令和8年6月：2日間程度 令和8年7月：2日間程度 定期点検の時期は設備の稼働時間に応じて実施する事を原則としていますが、必要に応じて協議により決定することとします。
81	自家発補給電力の利用目的を教えてください。（常に活用する、非常用、ピークカット用など）	自家発補給電力は自家発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてることを目的としています。
82	自己託送契約はございますか。	自己託送契約はありません。
83	契約書17条（損害賠償）の記載について、弊社は、送配電業務を担う東北電力ネットワーク株式会社の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につきましては、賠償責任を負うことはできませんが、ご了承くださいいただけますでしょうか。	了承します。
84	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。	落札者結果の翌日から72日以内に落札の公告を行います。また、入札結果については担当課窓口で閲覧に供します。公開の範囲は、入札者名と入札金額（総額）で積算の内訳及び契約単価は公開しません。
85	当社は1施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。尚、以下の例のような分割支払いに関しましては、お客様から入金の内訳を事前にお知らせいただくことで対応可能となりますが、ご了承くださいいただけますか。 【例】 庁舎〇,〇〇〇円 業者A〇,〇〇〇円 業者B〇,〇〇〇円	ご質問に該当する取扱いを行う予定はありません。
86	地域の旧一般電気事業者が燃料費(等)調整の算定諸元の見直しを伴う価格改定をした場合、割引率を変えずに同様の変更をお願いさせていただきますが、その際は協議にご対応いただけますか。	電力需給契約書(案)第9条のとおりです。

No.	質問事項	回答
87	料金の単価設定は季時別プラン必須でしょうか。昼間（ピーク時間、夏季他季）・夜間単価を設定せず、夏季、その他季の季節別プランの料金設定として良いでしょうか。	仕様書 2（10）に記載のとおりです。 但し、請求書には内訳電力量等の記載をお願いいたします。詳細については、落札後の協議により決定することとします。
88	落札後の契約時において燃料費等調整を行わないプランでご契約することは可能でしょうか。（可・不可によって入札時の単価設定が異なります。） ・その場合、契約締結に至った際には契約書は弊社様式でのご対応は可能でしょうか。	不可とします。
89	上記内容に付随いたしますが、燃料費等調整を行わないプランが不可の場合、現行(公告時点) の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますが、ご承諾いただけないでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値及び算定式のことであり、ご契約満了まで燃料費等調整額(○.○円) を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。	電力需給契約書(案)第9条のとおりです。
90	入札書と入札内訳表を割印する必要はございませんか。必要な場合、ホチキス止め・袋とじ・書類を重ねた状態でずらして押印など、ご指示はございますでしょうか。	割印、ホチキス止め、袋とじ等は必要ありません。
91	入札書の送付方法について。 複数案件応札させていただきますが、郵送の際、外封筒は1つに纏めてよろしいでしょうか。	仙台市立病院における電力需給は本件のみとなります。
92	現在の供給者を教えていただけますでしょうか。	電力小売事業者は「仙台市公報号外（調達）第31号 令和6年7月26日発行」をご覧ください。
93	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書については廃止し、完全電子化へ移行いたしました。お客様にはWEB上のシステムにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。	問題ありません。
94	落札に至った場合、お支払い方法は口座引き落としでしょうか。お振込みでしょうか。	振込となります。
95	契約期間中に一般送配電事業者が託送供給等約款の変更をし、託送料金を値上げした場合、契約単価見直しについて協議に応じていただくことは可能でしょうか。	契約後の変更については電力需給契約書(案)第10条のとおりです。
96	仕様書3(3) 「受注者の所有する発電設備等に故障や障害が生じた場合においても、全需要施設に対する電力供給に支障のないように余裕を持った電力の供給体制を確保すること。なお、これに伴う費用は、本契約に含むものとする。」とのことですが、発電設備等については東北電力ネットワーク様の持ち物であり、弊社は電線類をお借りして電力供給のみさせていただいているため、本記載部分の責任は東北電力ネットワーク様にございます。その旨ご認識の程よろしくお願いいたします。	上記75に記載のとおりです。
97	契約締結期限の記載(10日以内)がございましたが、こちらは必須でしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本押印・発送等お時間を頂戴することとなりますが契約締結日をご指定内にて締結すれば問題ございませんでしょうか。	入札説明書12.(4)のとおりです。
98	第2条(権利義務譲渡の禁止) 下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるにあたり信用保証協会および中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対し債権を譲渡する場合この限りではない。	追記は認めません。電力需給契約書(案)第2条のとおりです。
99	第5条(使用電力量の計量) 計量日に関して「受注者は、毎月末日の24時に計量器に記録された値を読み取り・・・」と記載がございますが、下記文言に修正いただけないでしょうか。 →「受注者は毎月1日午前0:00に計量器に記録された値を読み取り、検針した使用電力量(当該月の初日0時から末日24時まで使用した電力量)を発注者に通知しなければならない」・・・計量日が1日の場合	問題ありません。詳細については落札決定後に協議により決定することとします。

No.	質問事項	回答
100	第5条(使用電力量の計量) 第11条(料金の支払い) 記載では「通知後、請求」となっておりますが、実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第5営業日を目途に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。 文面：計量⇒通知⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付 特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりませんのでご了承いただけますでしょうか。また、通知後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。と同時にこの流れについてはあらかじめご承知いただきたく存じます。	電力需給契約書(案)第5条については、電力量計を当院施設内にて直に読み取る場合を想定した文言となります。自動検針装置により遠隔で使用量を読み取る場合等については、この条文の修正するものとなりますが、詳細は落札後の協議により決定することとします。 また、内訳送付と請求が同時となることについては承知しました。
101	第〇条(違約金・・・) 発注者の責に帰すべき事由により発生する違約金についての記載がございませんので、下記文言を参考に条項を追加お願いできますでしょうか。 『発注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合には、発注者は、当該日から契約期間満了の日までに係る予定使用電力量に契約書表紙第3項に定める契約金額(電力量料金単価)を乗じた額に、契約書表紙第3項に定める基本料金を加算した額の10分の2に相当する額を違約金として受注者の指定する期間内に支払わなければならない。』	電力需給契約書(案)第15条及び第17条に基づき対応します。
102	第21条(契約外の事項)下記文言の追記をお願いできますでしょうか。 この契約に定めない事項、又はこの契約書の各条項に疑問を生じたときについては、発注者及び『受注者は誠意をもって受注者の電力需給約款参照の上』協議し、その処理に当たるものとする。	入札説明書17の通りです。